

生駒市条例第5号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例及び生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例及び生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市債の償還及び市債」を「市債及び市債に準ずる債務負担行為による債務の償還並びにこれら」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「市債」とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条その他の規定による地方債をいう。

第3条第3項中「及び生駒市病院事業会計」を削る。

第6条に次の2号を加える。

(7) 民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第14条第1項の規定により実施される選定事業に係る経費のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費に係るものの債務の償還の財源に充てるとき。

(8) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項第2号に該当する病院事業債の償還に要する経費のために、同項の規定によ

り一般会計から病院事業会計に貸し付ける財源に充てるとき。

(生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成9年3月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び生駒市病院事業会計」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(処分の特例)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例第3条第3項の規定により減債基金から病院事業会計に貸し付けている貸付金及び第2条の規定による改正前の生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例第3条第3項の規定により北部地域整備促進基金から病院事業会計に貸し付けている貸付金の償還のために、一般会計から病院事業会計に貸し付ける財源に充てるときに、減債基金は、その一部を処分することができる。